

農林水産省	<p>(保存期間が満了した行政文書の取扱い)</p> <p>第51条 保存期間が満了した行政文書は、保存期間を延長し、又は国立公文書館へ移管するものを除き、廃棄する。</p> <p>2 前項に規定する処理は、行政文書ファイル単位又は行政文書ごとに行う。 (国立公文書館への移管)</p> <p>第53条 文書管理者は、保存期間（延長された場合にあっては、延長後の保存期間）が満了した行政文書について、国立公文書館で保存することが適當と認められる歴史資料がある場合には、国立公文書館に移管する。</p> <p>2 文書管理者は、前項の規定により行政文書を国立公文書館に移管するときは、当該行政文書及び当該行政文書の目録を文書課長に提出する。</p> <p>3 文書課長は、前項の規定により行政文書及び目録の提出を受けたときは、当該行政文書及び目録の内容を確認の上、国立公文書館に移管する。</p> <p>(行政文書の廃棄)</p> <p>第54条 保存期間が満了した行政文書（保存期間が1年以上のものに限る。以下第56条までにおいて同じ。）を廃棄するときは、当該行政文書の目録を作成し、庶務課の文書管理者（大臣官房の課にあっては当該課の文書管理者）の承認を受けなければならない。</p> <p>2 文書管理者は、保存期間が満了する前に廃棄しなければならない行政文書があるときは、当該行政文書の目録及び廃棄の理由を農林水産大臣に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>3 文書管理者は、前項の承認を受けて行政文書を廃棄したときは、当該行政文書の目録、廃棄の理由及び廃棄年月日を記載した記録を作成するとともに、文書原簿の記事欄にその旨を記載する。</p> <p>(廃棄方法)</p> <p>第55条 前条の規定により行政文書を廃棄するときは、内局にあっては文書課（筑波事務所にあっては当該事務所）、外局にあっては当該外局の庶務課において一括して廃棄する。ただし、文書課長の承認を受けた場合は、この限りでない。</p>
経済産業省	<p>(行政文書の廃棄)</p> <p>第24条 文書管理者は、その課等で保有する行政文書について、保存期間（前条第1項の規定により保存期間を延長し、又は再び延長した場合にあっては、延長後又は再延長後の保存期間）が満了したときは、第27条第1項の規定により国立公文書館等に移管しようとするものを除き、廃棄しなければならない。</p> <p>2 文書管理者は、第21条第1項の規定により同項の場所において保存する行政文書を廃棄したときは、情報システム厚生課長にその旨報告するものとする。</p> <p>第25条 文書管理者は、その課等の保有する行政文書について、特段の理由により、保存期間満了時期前に廃棄しようとするときは、経済産業大臣の承認を得て、これをすることができる。</p> <p>2 文書管理者は、前項の規定により行政文書を廃棄したときは、速やかに、廃棄した行政文書の名称、廃棄が必要な理由及び廃棄した年月日を記載した記録を作成しなければならない。</p> <p>(国立公文書館等への移管)</p> <p>第27条 文書管理者は、その課等で保有する行政文書のうち保存期間が満了し、又は保存期間が満了しようとするものについて、国立公文書館等で保存することが適當であると認められるときは、総括文書管理者の定めるところにより、当該行政文書の管理を国立公文書館等に移管することができる。</p> <p>2 前項の移管に当たっては、文書管理者は、総括文書管理者の承認を得なければならない。</p> <p>(行政文書ファイル管理簿の修正)</p> <p>第28条 文書管理者は、その課等で保有する行政文書について、第24条第1項及び第25条第1項の規定により行政文書を廃棄したとき並びに前条第1項の規定により国立公文書館等に移管したときは、行政文書ファイル管理簿にその旨記載しなければならない。</p>
国土交通省	<p>(保存文書の廃棄)</p> <p>第40条 保存期間が満了した行政文書は、当該行政文書の主務課等の文書管理者が廃棄するものとする。</p> <p>2 主務課等の文書管理者は、行政文書を保存期間が満了する前に廃棄しなければならない特別の理由がある場合は、大臣の承認を得て廃棄ができるものとする。この場合において、廃棄する行政文書の名称、当該特別の理由及び廃棄した年月日を記載した記録を作成することとする。</p> <p>3 主務課等の文書管理者は、行政文書を廃棄した場合は、当該行政文書ファイル管理簿に係る事項は、その処理が終わった日の翌日から起算して5年経過した後、その記録を削除するものとする。</p> <p>(国立公文書館等への移管)</p> <p>第41条 前条第1項の規定にかかわらず、主務課等の文書管理者は、保存期間が満了した行政文書について、国立公文書館等で保存することが適當であると認めるときは、総括文書管理者と協議の上、国立公文書館等に移管することができる。</p>
環境省	<p>(保存ファイルの移管又は廃棄)</p> <p>第33条 保存期間（第30条の規定により保存期間の延長がされた場合にあっては、延長後の保存期間）が満了した行政文書ファイルについては、第30条の規定により保存期間の延長を行うもの並びに国立公文書館法（平成11年法律第79号）第15条第2項の規定により内閣総理大臣に移管することとするもの及び施行令第2条第1項に規定する機関に移管することとするものを除き、当該行政文書ファイルの名称及び廃棄する年月日を記載した記録を作成した上で、廃棄するものとする。</p> <p>2 行政文書ファイルを保存期間が満了する前に廃棄しなければならない特別の理由があるときには、大臣の承認を得て行うものとする。この場合にあっては、廃棄する行政文書ファイルの名称、当該特別の理由及び廃棄した年月日を記載した記録を作成するものとする。</p> <p>3 前2項の規定により移管又は廃棄を行ったものについての記録の作成は、行政文書ファイル管理簿に所要事項を登録することをもつてするものとする。</p>